

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日（ただし、同欄イ(㊦)欄については当該I P通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日（ただし、同欄イ(㊦)欄については当該I P通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和4年4月1日（ただし、同欄イ(㊦)欄又は(㊧)欄については当該I P通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日（ただし、同欄イ(㊦)欄又は(㊧)欄については当該I P通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	—	—	—

2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	—	—	—

	う機能	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7)～(コ)（略）	(略)	—	—
--	-----	--	------------	-----	---	---

		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7)～(コ)（略）	(略)	—	—
			(ウ)鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,226,666円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。